

<平成30年度>

# 健康福祉部 部課長方針



健康福祉部長 関 久徳

福祉総務課長

安 治 直 尚

生活支援課長

宮 原 浩

児童福祉課長

福 田 望

介護保険室長

岡 田 陽 一

交流プラザさくら所長

金 子 重 人

福祉・児童センター所長

伊 東 信 也

老人福祉ゆたけやき荘所長

岡 部 次 男

保健センター所長

石 丸 岳 広

# 平成30年度 部長方針

部	健康福祉部	部長	関 久徳
---	-------	----	------

部の運営方針	
1. 業務遂行にあたっての基本的スタンス	
<p>「みんなにあたたかくだれもが住みやすいまちをつくる」ことを基本方向として</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障害のある人も含め、地域住民のつながりによって、お互いが無理なく支え合えるまちづくりを目指す。</li><li>・安心して子どもを生み育てることができ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりに努める。</li><li>・赤ちゃんから高齢者までつながる健康事業を充実させ、市民一人ひとりが生涯にわたり、心身ともに健康な生活が送れるよう支援する。</li><li>・生活保護法や介護保険法などの諸制度が広く市民に理解されるよう努めるとともに、運用にあたっては適切で公正なものとする。</li></ul>	
2. 重点的に取り組む事業とその目標	
<ul style="list-style-type: none"><li>・蕨らしい地域包括ケアシステムの構築に向け、第7期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく各種施策を着実に推進するとともに、地域包括支援センターと連携し「地域支援事業」の充実を目指す。</li><li>・蕨市障害者計画及び第5期蕨市障害福祉計画・第1期蕨市障害児福祉計画に基づく各種施策を推進するとともに、障害のある人の社会参加や地域での自立を支援する取り組みを更に進める。</li><li>・引き続き、保育園等における待機児童ゼロを目指して、定員の弾力運用、民間活力の活用など、必要な取り組みを行う。</li><li>・健康寿命の延伸を目指し、第2次わらび健康アップ計画に掲げた各種施策を着実に推進するとともに、ウォーキングと中強度の運動による健康づくりと県の健康マイレージ事業との連携による「健康長寿蕨市モデル事業」に取り組む。</li><li>・自殺対策基本法第13条に基づき、蕨市自殺対策計画を策定する。</li><li>・地域における見守りなど地域福祉の充実を図る。</li><li>・生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。</li></ul>	
3. 部員に求める必要な心構え	
<ul style="list-style-type: none"><li>・全体の奉仕者である公務員としての高い職業倫理を持ち、公平、公正、誠実に職務を行う。</li><li>・職務についての自己研鑽に努め、「行政のプロフェッショナル」として、市民に信頼される職員を目指す。</li><li>・窓口対応や訪問時などには、常に相手のことを中心に考え、「あなたが担当でよかった」と言われるよう、温かく丁寧な対応に努める。</li></ul>	

# 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉総務課	課長	安治 直尚
----	-------------	----	-------

課の運営方針
<p>地域福祉及び障害者福祉の増進のために</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接遇の更なる向上(こちらからお声掛けをする。挨拶を徹底する。)に努める。</li> <li>・お互いに声を掛け合い、気持ちよく働ける職場環境を全員でつくる。</li> <li>・プロとして、事業目標の達成に向け、計画を立てるとともに、常に事務の改善を心掛ける。</li> <li>・情報及び課題の見える化を進め、課全体で助け合い、育て合える体制を整える。</li> <li>・市民の信頼に応えられるよう、業務に関する技術、知識等の向上を目指し、日々自己研鑽に努める。</li> </ul>

主要事業		
事業名	事業内容	目標
民生委員・児童委員協議会等の活動の支援	民生委員・児童委員協議会、保護司会及び赤十字奉仕団の活動の支援	地域福祉の大きな担い手である民生委員・児童委員協議会等の活動を支援することにより、地域福祉の推進を図る。
社会福祉協議会補助事業	社会福祉法の規定により、地域福祉の推進に大きな役割を担う社会福祉協議会への補助	地域福祉の一翼を担う社会福祉協議会の法人運営や松原会館等の運営に対する補助を行うことで、地域福祉の推進を図る。
戦没者追悼事業	戦没者を追悼し、恒久平和を願うため、隔年で戦没者追悼式を挙げるほか、遺族会の活動等を支援する。	先の大戦で尊い命を落とされた戦没者の方々のご冥福を祈る大切さと、平和の尊さを後世に伝えることにより、平和な社会を実現していく。
自立支援給付事業	障害者総合支援法の規定に基づき、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具の支給に関し、相談、申請受付、調査、サービス等利用計画の確認、支給決定等を行う。	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう自立支援給付事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域とともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。
地域生活支援事業	障害者総合支援法の規定に基づき、市が取り組まなければならない相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業等の実施に関し、相談、申請受付、調査、支給決定等を行う。	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営んでいけるよう地域生活支援事業による支援を行うことにより、福祉の増進を図るとともに、蕨市障害者計画の基本理念である「障害のある人となない人が、地域とともに支え合うまち わらび」の実現を目指す。
障害者手当支給事業	障害のある人の経済的支援をするため、特別障害者手当、障害児福祉手当及び在宅重度障害者手当を支給する。	障害のある人の経済的安定を図り、もって福祉の増進を図る。
障害者相談支援事業の充実	障害者相談支援事業の中核的な役割を担う基幹相談支援センタードリーマ松原を中心に、各相談支援事業所が、サービス等利用計画の作成や様々なケースの相談に対応できるよう情報の共有と相談支援員の資質の向上を図る。	障害のある人への必要なサービス提供に向け、相談支援体制の強化を図るとともに、高度化・複雑化する相談内容への対応と相談支援事業所の情報共有及び相談支援員の資質の向上を図る。また、サービス利用者の増加に対応するため、新規の相談支援事業所を開拓していく。

<p>障害者入所施設の広域的検討とグループホームの整備</p>	<p>圏域における人口や入所待機者数など、地域の実情を把握し、その必要性を国や県に働きかけるとともに、設置の可能性についても、情報共有や研究を進める。 併せて、障害のある人が、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らせるよう市内におけるグループホームの整備を進める。</p>	<p><b>【入所施設】</b> 「障害者入所施設」の整備は、国の方針から非常に難しい状況にあるが、国・県の動向を常に把握するとともに、同じ南部障害保健福祉圏域である川口市、戸田市と事務協議を行い、情報共有を図りながら、入所施設の設置について、広域的な対応を検討していく。併せて、運営事業者の動向についても把握に努める。</p> <p><b>【グループホーム】</b> 当事者団体や関係者等と協力し、重度障害のある方への対応も可能なグループホームについて、調査・研究を行う。</p>
---------------------------------	--	---

## 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 生活支援課	課長	宮原 浩
----	-------------	----	------

### 課の運営方針

憲法に規定する生存権の実現のために、生活保護法に基づき最低限度の生活の保障と自立の促進を図る。  
 生活保護受給に至らない生活困窮者の方には、生活困窮者自立支援法に基づく各種相談業務を通して自立の促進を図る。  
 ・業務について年間計画を立て、効率的な業務の遂行に努める。  
 ・係内の業務について、定期的にミーティングを実施して情報を共有し、共通認識に基づき業務にあたる。また、課題があれば、課長に対する報告を通して解決にあたる。  
 ・生活保護及び生活困窮者に対する業務は、年金や医療、福祉関係の法律等様々な知識を必要とするため、日々の自己研鑽による知識の習得に努め、市民の信頼に応える。

### 主要事業

事業名	事業内容	目標
家庭訪問及び指導の充実	訪問計画に基づく被保護世帯への家庭訪問を充実し、必要に応じて指導を実施する。	被保護世帯への家庭訪問や指導を強化し、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、保護の適正化に努める。
課税及び年金等調査の強化	定期的に課税及び年金等の調査を実施する。	被保護世帯への課税及び年金調査等を引き続き徹底することにより、保護の適正化に努める
就労支援及び自立支援の強化	自立相談支援員の活用などにより、被保護者の自立を助長する。	生活保護からの自立及び未就労から就労への転換者の増加を目指す。就労困難な被保護者に対しては、生活の自立を支援する。
生活困窮者に対する自立支援事業	自立相談支援事業・住居確保給付金支給・家計相談支援事業・子どもの学習支援事業等の実施。	複合的課題を有する生活困窮者に対する、包括的かつ有効な支援体制の継続を目指す。
学習支援の強化	生活保護受給世帯の子どもの学習支援事業等の実施。	学習教室の開催や家庭訪問を実施することで中学生については進学、高校生については進学・就職への支援をする。

# 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 児童福祉課	課長	福田 望
----	-------------	----	------

## 課の運営方針

子育て家庭への支援および児童の健全育成を図ることにより、子どもたちの笑顔が輝くまちを目指すため

- ・まずは笑顔で対応し、親身で丁寧な対応に努める。
- ・公平・公正に業務を遂行する。
- ・担当業務について、常に改善の意識を持って効率的な遂行に努める。
- ・担当業務および関連する業務の知識の向上を図るため、自己研鑽に努める。
- ・児童の保育は、生活面だけでなく食事面でも常に安全に留意して実施する。
- ・児童虐待防止のために、情報の収集・分析に努め、迅速かつ適正な対応を図る。

## 主要事業

事業名	事業内容	目標
児童手当支給事業	中学校卒業までの児童の養育者に月5,000円～15,000円の手当を支給する。	子育て世帯への経済的支援が適切に行えるよう、6月の現況届の周知や受領後の対応など、適切に業務を遂行する。
こども医療費支給事業	中学校卒業までの児童の養育者に児童に係る医療費(保険診療分)の一部負担金を支給する。	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの保健の向上を図るため、適切に業務を遂行する。特に、元号改正に伴う業務については計画的に遂行する。
ひとり親家庭助成事業	低所得のひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭医療費の支給、家賃助成等を実施する。	ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、丁寧な相談および情報提供に努め、適切に業務を遂行する。
児童相談事業(児童虐待相談)	子育てのさまざまな悩みや心配ごとなどに対し、電話・来室相談を実施するとともに、児童虐待の早期発見や早期対応を図る。	児童福祉課および家庭児童相談室にて、子育て世代の各種相談に適切に対応し、不安等の解消に努めるとともに、児童相談所との連携のもと、児童虐待の早期発見・早期対応に努める。
保育園事業	保育園において保育を必要とする子どもの保育を行い、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者に対する支援を行う。	安全で安心できる保育を実施するとともに、適切な保育を実施することで、児童の健全育成を図る。保護者からの子育てや子どもの発育発達に関する相談には、個別の支援を行うよう努める。
待機児童縮減のための定員拡大事業	待機児童ゼロを目指して必要な取組みを実施する。	新規認可保育園等の整備や定員の弾力的運用等の取組みにより、待機児童ゼロを目指す。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等により、放課後の保育を必要とする小学生の生活指導等を行う。	安全で安心できる生活・遊びの場となるよう、施設内外の設備、用具等の安全管理に努めるとともに、児童の健全育成を図る。
留守家庭児童指導室整備事業(民設民営)	留守家庭児童指導室の利用ニーズ拡大に対応するため、民設民営の留守家庭児童指導室の整備を目指す。	民設民営の留守家庭児童指導室に関する補助金交付制度等について検討し、整備に向けた取組みを行う。

利用者支援事業(保育・子育てコンシェルジュ)	保育施設や子育て支援事業の相談・情報提供を行う「保育・子育てコンシェルジュ」を配置する。	保育園の利用申し込みに関する相談や各種保育サービスの利用、子育て支援事業の情報提供等に関して、保護者の気持ちに寄り添いながら、きめ細やかな対応に努める。
------------------------	--	--

## 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 介護保険室	室長	岡田 陽一
----	-------------	----	-------

### 課の運営方針

- 「みんなにあたたかく健康に生活できるまち」をまちづくりの基本目標として
- ・「第7期蕨市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らしていけるよう高齢者福祉サービスと介護保険サービスの充実を図る。
  - ・地域包括支援センターと連携して高齢者の介護予防や権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援などの「地域支援事業」を実施する。
- 市民に信頼される職員を目指して
- ・親切・公正・迅速な窓口対応に努める。
  - ・常に問題意識をもって業務にあたり、日々自己研鑽に努める。

### 主要事業

事業名	事業内容	目標
地域支援事業の充実	在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を推進する。	地域包括ケアシステムの構築を目指し、各事業を順次進めていく。
介護予防の推進	介護予防を推進するとともに、地域包括支援センターを介護予防の推進拠点として、住民運営の通いの場を充実し、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を実施する。	「いきいき百歳体操」など介護予防事業の参加者を増やし、高齢者が要介護状態になることを予防すると共に、要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図る。
地域密着型介護施設事業者の公募・指定	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者の公募・指定を行う。	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業者の公募・指定を行い、H31年度の開設を目指す。
特別養護老人ホーム用地確保奨励事業	特別養護老人ホームの開設に向け、奨励金の交付などの支援を行う。	特別養護老人ホームの入所希望者の増加に対応し、特別養護老人ホームの平成31年2月の開設を目指す。
高齢者調査の実施	75歳以上の高齢者(29年度 8,220人)について、民生委員が訪問し緊急連絡先の確認等を行う。	民生委員が直接高齢者宅を訪問することにより、所在、安否の確認を行うとともに、支援の必要性を把握する。



## 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 交流プラザさくら	所長	金子 重人
----	----------------	----	-------

### 課の運営方針

- ・高齢者と児童の世代を超えた交流を推進することにより、高齢者の福祉の増進と児童の健やかな成長を育む。
- ・老人に憩いと安らぎの場を提供し、老人福祉の増進と健全な育成を図る。
- ・児童館の施設及び図書、遊具その他の設備の利用による児童の福祉の増進を図る。
- ・児童の遊びの個別的及び集団的な指導を通じて、健康の増進及びゆたかな情緒を養う。
- ・児童の心身の健全な育成のための事業を開催する。
- ・留守家庭児童の健全な育成を図るため、生活指導を行う。

### 主要事業

事業名	事業内容	目 標
交流プラザさくらまつり	昔のあそびコーナー、パパママカフェ、お茶会、工作、カレー昼食、パン販売、ショー、参加者抽選会等	多くの市民が集い、つながる、楽しい空間、「交流プラザさくらまつり」を開催することにより、地域の交流、世代間の交流を深める。
世代間交流事業	交流プラザさくらまつりやクリスマスコンサート、七夕会、きもだめし大会、手芸・工芸教室など	高齢者と児童がコラボレーションできる事業を企画し世代間交流を図る。 高齢者の持つ知識や技能を児童に伝授したり、楽しみを共有することで、児童と高齢者の親交を深める。
老人憩いの家みつわ苑事業	囲碁将棋サロン、春秋の講座(3B体操・けん玉)、登録クラブの利用、喫茶ひだまり(月1回)	高齢者の生きがいや、生涯学習を支援する。 高齢者の仲間づくりの場をつくることで、地域の交流を活発にする。
南町児童館事業	児童一般利用、春秋の親子講座(ふれあい遊び・親子3B体操)、季節の催し(母の日・七夕・きもだめし・クリスマス会等)、乳幼児クラブ、ママのティータイム(月1回)	児童に健全な遊びの機会を与え、その健康を増進し、または情操を豊かにする。子育て相談などを通し、保護者が安心して子育てができるよう支援する。
留守家庭児童保育事業	保護者の就労等を保育の観点から支援するため、放課後において小学生の指導等を行う。	児童及び職員や施設内外の設備、用具等の衛生管理に努める。 けがや事故などが起こらないよう指導に努めるとともに、災害等にも備え、危険箇所の点検や避難誘導方法を確認する。また、管轄警察署などと連携し、連絡・通報体制を確立して安心・安全を確保する。

## 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 福祉・児童センター	所長	伊東 信也
----	-----------------	----	-------

### 課の運営方針

児童の健全育成を図るとともに、地域から親しまれ、開かれた児童センター・児童館づくりに努める。

1. 安全・安心な子どもの居場所を提供する。
2. 子どもたちが楽しめるような事業を展開し、環境の整備を行う。
3. 子育て家庭を支援し、情報交換・仲間づくりの場を地域と協働して提供する。

### 主要事業

事業名	事業内容	目標
子育て支援フェスタ「こどもまつり」(錦町・北町・南町・塚越児童館・児童センター)	子育て支援フェスタの中のメイン事業には、子どもたちが喜ぶイベントを実施。その他に遊戯コーナー・乳幼児コーナーでは各児童館が製作したゲームや手作り体験を行うとともに模擬店を出店するなど、5児童館合同で5月に開催する。	中央地区の民生委員や児童委員、更生保護女性会を実行委員とし、将来を担う子どもたちが健やかで心豊かに成長できるよう、このイベントを通して幅広い世代の交流を深め、各児童館地域におけるボランティアの協力を得ながら、楽しい「こどもまつり」とする。
乳幼児親子事業(錦町・北町・南町・塚越児童館・児童センター)	毎月、年齢別で乳幼児親子に色々な遊びの時間を提供し、また七夕やお月見、クリスマス会や豆まきなどの季節のイベントを実施する。	児童厚生員が主体となり、乳幼児親子に発達に応じた楽しい時間を提供するとともに、親同士の仲間作りや交流の場を提供する。子育てに関して不安を抱えるママやパパへの相談援助も適宜実施する。
小学生以上対象事業(錦町・北町・南町・塚越児童館・児童センター)	小学生以上を対象とした居場所の提供のほか、クッキングや工作、運動系や季節のイベント(母の日・父の日・敬老の日のプレゼントづくり)などを開催する。	休日や放課後に、子どもたちが気軽に遊びに来れる場としていくとともに、家では学んだり遊んだりできないようなことができ、また昔の遊びをしたり集団で遊ぶことの楽しさを享受できるようにする。同時にマナーやルールを守って遊ぶことの大切さも身につけていくよう指導していく。
季節のおまつり(錦町・南町・塚越・児童センター)	春まつり(錦町児童館)、夏まつり(南町・塚越・児童センター)、秋まつり(児童センター)の開催	各児童館が単独で開催する季節のおまつりでは、地域の団体などと協力して特色のある催しを行っていく。各おまつりの開催で数百人から千人の来館者数となることを目標とする。
錦町児童館耐震補強工事	工事期間:9月から翌年1月中旬 外階段・避難用滑り台の鉄骨補強 既存梁増し打ち補強 コンクリート壁鉄骨補強 壁スリット設置 耐力壁撤去新設 等	より安全・安心な錦町児童館となるよう、本年9月から翌年1月中旬まで施設を休館し、耐震補強工事を実施する。補強工事に伴う準備から再開館に向けた、スケジュール管理を遅滞なく行い、リニューアルオープンを目指す。

## 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 老人福祉センターけやき荘	所長	岡部 次男
----	--------------------	----	-------

### 課の運営方針

- ・高齢者の生きがいづくり等に応じた各種講座を開催し、教養の向上及び健康の保持・増進を支援するとともに、更なる住民交流を育む。
- ・けやき荘利用者連絡会を支援・育成し、各クラブの活動を充実させるとともに施設の利用促進を図る。
- ・高齢者の憩いの場として安全で快適な施設環境を整える。

### 主要事業

事業名	事業内容	目標
けやき荘講座	書道、茶道、健康体操、童謡唱歌、ペン習字、俳画、民舞踊、手話ダンス、やさしいフラダンス、カラオケの10講座を月2回、年間を通して開催する。	施設利用世代の要望を反映した講座を展開し、住民の教養の向上や健康づくり、住民交流を推進する。
けやき荘利用者連絡会の支援	けやき荘まつりの開催や塚越地区生涯学習フェスティバルの参加、けやき荘利用ルール等について、連絡会の円滑な運営を支援する。	各種団体や利用者が、日頃の活動の成果を発表できる機会を設けるとともに、高齢者の憩いの場となる施設としての環境づくりを進める。
施設的环境整備	老朽化に伴う修繕や利用者からの要望を踏まえた環境整備を行う。	明るく清潔で使いやすい施設とする。経年劣化による備品購入や修繕等については計画的に進める。

# 平成30年度 課長方針

部課	健康福祉部 保健センター	所長	石丸 岳広
----	--------------	----	-------

課の運営方針
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォーキングと中強度の運動による健康づくりと埼玉県健康マイレージ事業との連携による「健康長寿蕨市モデル」事業を推進する。</li> <li>・「コンパクトシティ蕨 将来ビジョン」の重点プロジェクト、「イキイキわらび！健康密度日本一プロジェクト」に基づき、日常の健康を維持するための健康診査やがん検診等の受診率向上を図る。</li> <li>・第2次わらび健康アップ計画の基本理念に基づき、「妊娠期」から「高齢期」までの7つのライフステージに応じた健康増進施策の推進を図り、健康寿命の延伸を目指す。</li> </ul>

主要事業		
事業名	事業内容	目標
第2次わらび健康アップ計画（健康増進計画・食育推進計画）の推進	第2次「わらび健康アップ計画」に基づき、市民や地域の取組と広く連携をはかることで、市民全体の健康づくりおよび食育を推進する。	「すべての市民が健康度をアップして、健康密度も日本一へ」の基本理念に基づき、生活習慣病の予防のための健康づくりや、ライフステージに応じた身体とこころの健康づくりなどを行い、健康寿命の延伸を図る。
健康長寿蕨市モデル事業	筋力アップトレーニング及び毎日8,000歩・中強度の歩行20分の運動と、埼玉県健康マイレージ事業との連携による健康施策を実施。	若い世代や健康づくりにあまり関心のない市民の参加を促し、多くの市民が「自らの健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりに継続的に取り組めるよう事業を推進する。初年度の目標参加者数は500名。
蕨市自殺対策計画の策定	自殺対策基本法第13条に基づき蕨市自殺対策計画を策定する。	全ての市民が自殺を身近な問題として捉え、こころの健康や自殺についての正しい知識を深めるため、様々な機会を捉え普及啓発を推進する。
成人保健事業	保健師による健康に関する相談や、栄養士による栄養相談を行う。また、生活習慣病予防のために食生活、運動等を行うとともにメンタルヘルスに関する健康教育を行うなど、健康に係る講座の実施を行い、市民の健康意識を高める。	メタボリックシンドローム予防の栄養講座・運動講座や、食生活改善推進員と共催の生活習慣病予防教室・高血圧予防教室を開催する。特定保健指導の実施率向上対策として、スポーツクラブとの協働によりジムを利用した講座を加えるなど実施率向上と効果的な指導を図る。
がん検診等事業	健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業のがん検診や骨粗しょう症検診などを行う。一定年齢に達した人を対象に無料クーポン券を発行する個別勧奨がん検診（乳がん・子宮頸がん）を実施する。	「蕨市がん検診等統合受診券」を対象者に個別通知するなど、受診しやすい実施方法や広報啓発活動を通じて、がん検診受診率の向上に努める。胃内視鏡検査については、定員を600名に拡充し実施する。（対象は60歳以上、隔年実施、自己負担2,500円、選択制、募集期間中に定員を超えた場合には抽選）

<p>歯科保健事業</p>	<p>「蕨市歯科口腔の健康づくり推進条例」の基本的施策に沿った事業展開を行う。 30歳～70歳の定期年齢対象者に対する歯周疾患予防のための検診を行う。虫歯予防として行うフッ化物塗布事業(1歳半及び満2歳児対象)や、妊婦歯科健診を行う。</p>	<p>歯科口腔の健康づくり推進に関しては、健康寿命の延伸に寄与することから、全身の健康につながる「歯と口腔の健康づくり」について、周産期を含めた乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じ継続的に取り組む。 「20歳の歯科疾患予防推進事業」については、成年式等での周知啓発に努める。</p>
<p>母子保健事業</p>	<p>乳児家庭全戸訪問指導、新生児・産婦訪問指導やパパママ講座、乳幼児の各種健診などを行う。</p>	<p>乳児家庭全戸訪問指導事業のような訪問を伴う事業については、保健師等が訪問を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握したうえで保健指導を行うとともに、育児に関する情報を提供し不安の解消を図る。また、支援の必要な家庭に対し、適切なサービス提供に結び付ける。</p>
<p>予防接種事業</p>	<p>BCG、麻しん風しん混合、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、高齢者インフルエンザ等予防接種法に基づく定期接種の各ワクチン接種を医療機関に委託し、個別に接種する方式で行う。また、予防接種に関する相談も行う。</p>	<p>接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減化を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。 近年定期接種の種類も増えてきているので、HP等で紹介し、受診率の向上に努める。</p>
<p>精神保健福祉事業</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付・自立支援医療申請事務、相談支援事業を行う。</p>	<p>精神障害者が地域で安心して自立した生活ができるよう相談支援事業所と連携を図りながら、相談支援事業の充実に努める。</p>